

金融消費者主権の実態

The Actual Circumstances of Financial Consumers' Sovereignty

関 川 靖

Yasushi SEKIGAWA

1990年代は、金融自由化の終焉を迎え自由競争の弊害と長期不況の影響により金融構造が脆弱化し、金融市場において消費者被害をもたらした時代でもある。本論文では、この問題を考察するに当たり、最初に金融消費者主権の定義づけを行ない、従来の消費者主権と金融消費者主権の差異を明らかにする。そして次に、金融消費者主権の侵害要因である「政策の失敗」と「市場の失敗」を分析する。前者は、1990年代の銀行経営悪化に対する金融当局によるセーフティーネット策が、結果としてさらに金融構造を脆弱なものにし金融消費者に大きな負担を課すことになった。一方、後者はいわゆる自由競争の結果、金融サービスを受けられない人々が発生するという問題であり、既にイギリスやアメリカでも金融排除問題として発生している。本論文では、上記の要因を明らかにするとともに、我国の金融市場の現状と合わせて分析を行ない、我国におけるこの問題の発生可能性を考察した。

キーワード：金融排除、郵貯、金融消費者主権、市場の失敗、政策の失敗

Financial Exclusion, Postal Savings, Financial Consumers' Sovereignty,

Market Failure, Policy Failure

〔1〕はじめに

消費者主権侵害の問題は、既に1960年代に問題となり始めており、約半世紀が過ぎようとしている。政府は、消費者主権侵害問題に対し消費者保護基本法の発布や国民生活審議会の開設、および国民生活センターの設置等により対処策を採ってきているが、この問題は多部門において発生することもあるため、対策が事後的となり根本的な解決を得ていない。金融部門では、金融規制下では規制という防波堤が存在していたため、表立った消費者問題は発生しなかった。しかし、1990年代に入り金融自由化の終焉を迎えると、この部門でも新たな消費者主権の侵害が拡大し、政府のセーフティーネット策も彌方策に終わっている。金融問題の発生による金融消費者主権の侵害は、悪徳商法とは

異なる市場の失敗が原因となる侵害問題も存在することから、金融部門での主権の侵害を金融消費者主権という言葉を用いて既存の消費者主権と峻別した方が良いと思われる。

金融消費者主権の侵害例の一つとしては、既に金融排除問題としてイギリスやアメリカで発生している。現段階では、この種の我国における金融排除問題は明確な形として出現していない面もあるが、今後発生及び拡大する可能性は非常に高い。本論文では、金融消費者主権と消費者主権の差異と、金融消費者主権侵害要因を分析するとともに、金融消費者問題の発生可能性を明らかにした。

〔2〕金融消費者主権の定義

（1）金融消費者主権の定義とその重要性

本論文のタイトルに「金融消費者主権」という用語を使用しているが、周知の「消費者主権」とは峻別して用いている。確かに、前者は後者の定義の範疇を異にするものではない。一般的に、「消費者主権」とは、自由競争下での経済取引において、消費者が自らの効用を最大化できるよう価格を主導的な立場で決定することである。しかし、現実には寡占市場が多く価格決定の際に消費者は弱者の立場にあり、また消費者と販売者（生産者）との間に情報の非対称性が存在し、必ずしも消費者主権を獲得できていない。さらに、非合法的な悪徳商法等によっても消費者は被害を受け、消費者主権は現在でも確立されてはいない。よって現状を考慮すると、消費者主権とは、財・サービスの経済取引の際に消費者が被害を受けない、すなわち消費者問題に遭遇しないという意味と解釈できる。

一方、金融消費者主権とは、金融機関が提供する与信・受信サービスの両面にわたって金融サービスを受けられないことである。具体的には、与信サービス面では所得水準の低さにより貸倒リスクが大きくクレジット・クランシ（貸渋り）の被害を受けることであり、受信サービス面では口座維持（開設）手数料等が付加されることにより、マイナスの金利を預金者が負担すること、乃至は預金口座を開設できないことである。また、銀行経営における合理化の一環として、店舗閉鎖等により与信・受信両面での金融サービスを受けられないことも金融消費者主権の侵害となる。さらに、金融取引を行う際にも、為替証拠金・変額保険における元本減少等の説明責任不足等、非合法的な悪徳商法に近似する問題まで含む。よって、厳密に言えば金融市場における消費者問題も「消費者主権」と関連するのは当然である。よって、広義の消費者主権の範疇に金融消費者主権の定義は内包されることになる。尚、本論文では、金融消費者は最大多数であるが経済的弱者と考えられる家計に限定している。

（2）金融消費者主権の重要性

金融消費主権が消費者主権に内包されるならば、「金融消費者主権」という言葉を敢えて用いる必要性は無い。確かに、金融消費者主権の中に悪徳商法も存在するが、この種の消費者問題はどの財・サービスの市場においても存在する。筆者が敢えて「金融消費者主権」という用語を使用する理由は2つある。

まず第1には、金融機関の行動が合法的であっても消費者に被害が生じることである。家計行動は、消費行動・貯蓄行動・労働供給行動であり、これら家計行動における主権の侵害を区別する必要性も無いかと考えられるかもしれない。しかし、悪徳商法と市場の失敗による消費者主権の侵害の差異は、前者が非合法であり後者は合法的な行為であるという点である。後者は自由競争の結果として生じ、また政策の失敗等により生ずるものであり必ずしも非合法的な行為とは言えない。この具体的な弊害は、金融機関破綻・金融市場の狭隘化等により金融サービスを受けられないことである（関川 2005年）。この原因としては、自由競争の結果としての「市場の失敗」と「政策の失敗」が考えられる。この両者の定義とその差異は表1に示してある。非合法的行為により消費者に被害が生じているならば、規制や公的機関の必要性が出てくる。

第2は、貯蓄は将来の消費手段であるが、我国の家計は貯蓄選好度が強い、換言するならば時間選好率が非常に低いことである。我国は継続的な経済成長により先進国の仲間入りをし、しかもその中でリーダー国となり一人当たりのGDPも世界でトップクラスにあるが、家計貯蓄率は依然として高くしかも家計貯蓄の中での預貯金の比率が高い。ライフステージ毎の貯蓄目的も明確であること等、現在でも家計は貯蓄優先的な行動を採っており、さらに貯蓄は将来の消費手段であることから、金融サービスの提供が受けられなければ、預金からの効用がマイナスになるばかりか日常生活を営むうえで非常に不便である。よって、この面からも「金融消費者主権」は保護されるべきであると考えられる。

悪徳商法に分類される「金融消費者主権」の侵害は、非合法的行為である他財・サービスの消費者問題と同様な問題として考え、法的罰則規定の下で金融消費者の保護が必要であることから本論文では扱わない。「市場の失敗」・「政策の失敗」による金融消費者主権の侵害は、金融制度上の問題である。また、本論文において「金融消費者主権」という言葉を用いた前提は、この種の問題を金融消費者が認知するのが困難であることから、保護が必要であると趣旨に立っているとこそその理由として考えられる。

〔3〕金融自由化の下での金融消費者主権

（1）金融自由化の意義

発展途上段階において、銀行は金融消費者のレピュ

表1 金融自由化による金融消費者主権侵害要因

	主権侵害要因	考 え 方	問題点・結果	自己責任	対 策
政策の失敗	奉加帳方式による合併推進 ペイオフの延期	信用秩序維持—自由競争下での護送船団方式政策実施という矛盾	金融機関の企業倫理希薄化・モラルハザードによるハイリスク・ハイリターン行動—銀行破綻預金者の銀行監視意欲低下	無し	モラルハザード防止 銀行側＝ペイオフの実施、早期是正措置の徹底、CAMELSを用いた可変保険料導入、 金融消費者側＝預金保障額・郵貯の預け入れ限度額の引下げ
	公的資金の導入	信用秩序維持・プルーデンス政策の一環	国民負担の増加		
市場の失敗	自由競争による自然淘汰	金融消費者も市場参加者、小口預金者は保護が必要	情報の非対称性や情報開示の基本的問題による銀行破綻、銀行破綻からの悪影響に対するex-ant 対策の困難性	有り	預金保険による保証、情報開示制度の整備
	銀行の合理的行動による不採算支店の閉鎖、手数料収入の拡充（金融排除）	自由競争 and/or 収益の多様性の促進＝市場経済の原理 VS 金融取引は社会生活のインフラ⇒金融消費者主権の保護	店舗数の減少、口座維持手数料による金融サービスを受けられない地域・金融消費者の増加、	無し	金融消費者保護の立場 ①郵貯の残存 ②郵貯の窓口業務の代行 ③コンビニ、スーパーにATMの設置 ④コミュニティバンクの支援

筆者作成

テーションが低く、しかも過当競争が生ずれば弱小金融機関から破綻し信用秩序が崩壊する。我国ではこれを未然に防止し、経済発展に直接的に結びつく投資の資金供給源を確保し資金循環を効率的にするために金融市場に諸規制がしかれた。さらに、この金融規制により、情報の非対称性から生じる連鎖取引による連鎖破綻を未然に防止することが、金融消費者の擁護につながるのである。しかし、経済発展に従い金融機関の基盤も安定しレピュテーションも高くなることと、金融消費者の効用（資産効果）は金融規制¹⁾により完全競争下でのそれよりも小さくなることから、金融システムの効率化と金融消費者の効用を拡大すべく自由化を実施したというのが政府の見解である。この考え方に従うならば、金融規制は社会的規制ではなく経済的規制ということになる。確かに経済的規制ならば、規制緩和により金融消費者の効用を図るべきである。

しかし、我国の金融構造は発展途上において脆弱であり、レピュテーションが低かったと断言できるかどうかと言えば答えは否である。逆に規制することで銀行間での過当競争を未然に防止し消費者保護となっていたことも事実であるが、必ずしも金融自由化が金融消費者主権確立を促進したとは考えられない。

（2）金融機関と金融消費者との関係（不完全情報の弊害）

情報の非対称性下でのリスク問題は、アカロフのレモンの原理や逆選択（adverse selection）等古くか

ら存在するが、このことは現在でも該当し新しい問題でもある。情報の非対称性下での経済行動の問題は、1980年代から注目を集めるようになってきている。例えば、金融深化の経済成長への貢献に関して情報の非対称性の問題がある²⁾。金融機関と金融消費者の間に情報の非対称性が存在すれば、両者の間にはプリンシパルとエージェンシーの関係が成立することになる。換言すれば情報優位者は銀行であり、情報劣位者は金融消費者である。

自由競争による自然淘汰が生じた場合、情報の非対称性下では情報劣位者である金融消費者は、自らと契約を結んでいる銀行の経営健全性を正確に把握できず、銀行破綻が生じるまでの自己防衛策を採ることはできない。また、この状況にあって金融消費者が自己防衛策を唯一採れる手段としては、事前に預金を引出すことであるが、これはダイヤモンド、デビックが示した「自己実現的取付」となり連鎖破綻を招き、最終的に家計は銀行破綻からマイナスの効用を受けることになる。さらに、これに対して彌方策を採用すれば、預金者と銀行の両者にモラルハザードが発生し、金融構造の脆弱性を加速させ、逆に国民負担の増加につながる。実際に、預金保険機構には複数の破綻処理手段を保持しているにもかかわらず、政府がペイオフを2回延期した。その理由は、取付行動を原因とする連鎖破綻によるシステム・リスクを過度に重視したためであり、長期不況の早い時期にペイオフを実施す

れば1990年代の180行にも及ぶ銀行破綻・整理統合は生ずることは無く、金融消費者への銀行破綻からの悪影響はもっと小さくすることが可能であったと思われる。政府は、預金保険機構の破綻処理手段選択基準である「コスト最小化原則」を無視し、ペイオフを実施せず「奉加帳方式」による合併とそれに対する援助を行うとともに、この政策による弊害によって銀行経営が悪化すると、金融構造の健全化のために総額70兆円枠の公的資金を導入した。

確かに、このような対策によって、家計は銀行破綻から預金喪失という目に見えるマイナスの効用を避けることができた。しかし、逆に公的資金導入により負担が増加した³⁾。また、この政府の方針は銀行擁護に止まり、他の金融機関の破綻対策には銀行程の手厚い対策を採っていなかった。生命保険会社も、銀行と同様に1990年代迄ほとんど破綻したことが無い。そして、生命保険は銀行よりも金融消費者の長期資産運用を可能としており、しかも金融消費者の金融資産に占めるシェアは預貯金について大きく20%以上を継続しており、貯蓄金融機関とみなしている金融消費者は多いと考えられる（関川 2005年）。生命保険会社が提供する定期付終身保険は貯蓄の性質が強く、金融消費者にとっては安全でしかも銀行では提供するのが困難な長期の資産運用手段であるので、銀行と同様な対策を導入すべきであったと考えられる。しかし、生命保険会社が経営逼迫した際に合併等を行ったが、この生命保険商品の予定利回りを引下げたことを政府は認め、金融消費者にとっては収益予想額を大幅に減少されること、及び定期保険部分の保障額も引下げられることを受け入れることになり、大きな損失を被ることになった。このことから、政府の方針はシステミック・リスクの回避を主たる目的としており、家計の貯蓄保護の観点とは皆無に等しかったと言える⁴⁾。このように、政府の方針の過ち、すなわち「政策の失敗」によって金融消費者主権が侵害されている。

さらに、金融消費者にとっての自由競争の弊害は、銀行の経営の合理化によるコスト最小化・収益手段の多様化として発生する不採算店の閉鎖や口座維持（開設）手数料の付加により、金融消費者が金融サービスを受けられないという「市場の失敗」による金融排除問題である。金融取引はサービス業であるが、このサービス業はより多くの人と契約を結ぶことで契約一件当たりのコストを小さくすることができるので、人口密度の大きな地域程その効率性が高くなる。よって、サー

ビス業は都心に集中し発展する（井原1999年）。このことは、逆に不採算な地域の店舗は閉鎖され店舗数は減少することになるので、金融自由化によりこのことは顕著になると考えられる。

〔4〕家計の行動自身が金融消費者主権の侵害要因

消費行動と貯蓄行動に限定して家計行動を考察すると、経済理論に従えば、合理的な行動を前提とした家計の意思決定は、現在の消費と将来の消費を比較検討し、将来時点及び現時点の満足度（効用）を最大化するように最適な消費と貯蓄の組合せを考えて行動している。これを図る指標としては時間選好率があり、これは所得水準・貯蓄残高によって左右される。また現在時点における貯蓄と消費の決定だけを考える際の決定要因としては流動性プレミアムがある。流動性プレミアムは利子選好度が大きく影響する。よって、現在時点においては流動性プレミアム、将来時点においては時間選好率に従って意思決定をしている。この時間選好率は、所得水準（流動性制約の有無）、貯蓄水準、利子率が重要な要因となっている。このように家計は、意志決定するには現在と将来の消費（貯蓄）を合わせて同時決定している。さらに、時間選好率は（1－限界代替率）、すなわち実質利子率に等しく、家計はこの時間選好率と資産の収益率、消費の利子率（限界価値）の3者が等しくなるところで意思決定を行うとしている（金子 1994年）。

このように、家計行動における消費・貯蓄の意思決定はいくつもの規準があり、意志決定は幾重にも自己スクリーニングを掛け決して単純・短絡的なものではない⁵⁾。但し、この自己スクリーニングに外部的な障害（情報の非対称性・市場の失敗等）が加われば、最適な意思決定できない。すなわち、この時間選好率と資産の収益率及び消費の利子率という3者を比較検討した意思決定の際に、情報の非対称性が存在すれば適切な判断をすることは不可能であるし、市場の失敗が起きれば必ずしも3者は一致しないか、一致しても、全体的に低位な水準に止まり、効用最大化を達成することはできない。よってディスクロージャーを整備する必要性はあるが、金融消費者も情報入手に努力しなければならない。

前述したように、先進国のリーダー国となった我国では、時間選好率は小さくなり貯蓄率は低下するはずであるが、現実には平均消費性向は安定しているうえに高い家計貯蓄率を現在でも維持している。換言すれば、

我国の家計は「貯蓄優先行動」を採る経済主体である。高貯蓄率であり貯蓄優先的な家計行動であるならば、意思決定する際には本来金融資産選択、金融機関選択を重要視するはずである。現実には資産選択においては預貯金のシェアが大きく、リスクな債券保有割合が極端に小さい。これは規制下での「護送船団方式」の影響を強く受けていると思われ、我国の金融消費者のリスク回避的な行動及び消極的な情報非対称性解消の姿勢の現れであろう。

さらに、金融機関選択に関しては表2に示してあるように、「金融機関を選んだ理由」の中で最も多かった回答は「店舗が自宅・勤め先の近い」が64.2%、次いで「ATMが自宅・勤め先に近い」が33.3%と言ったように『便利さ』を最優先している。また「名の通った金融機関」と回答したのも24.9%と高い。このことは、家計行動の特徴であるが、消費者は『質』を判断するのは難しいが、なのに店頭でこともなげに銘柄を選んで消費する（井原，1999年）という消費行動とほぼ同意の行動である。これは、意識的・無意識的にもっている銘柄のブランドイメージ、換言すれば都市銀行というブランドにより「規模が大きければ安全である」という意識が作用しているのであろう。一方、金融機関の選択基準の中で「経営内容」を選んだ人はわずか4.0%であり、金融機関の経営状況を把握して自己預金の安全性を確保し、金融サービス提供の消失を未然に防ごうという意識の強い人は極端に少ないと

考えられる。次に、表3の「自宅に近くありしかも貯蓄総額の多い金融機関」を見てみると、両方とも都市銀行と回答したものが40.9%で最も高いが、金融機関の規模が小さくなるに従い、その値は小さくなっていく。信用金庫・信用組合・労働金庫が最も自宅に近いと回答した金融消費者は、預金総額が多い金融機関に郵便局、地方銀行の順に選択している。しかも、信用金庫・信用組合・労働金庫が自宅に近く、しかも預金総額が多いケースは17.6%であるが、都市銀行で預金総額が多いケースは16.7%であり両者は近い値となっている。これらのことは、郵便局については後述するが、規模の小さな金融機関よりも規模が大きく「名の通った金融機関」を選択する、すなわちブランド志向の金融消費者が多く存在することを示している。但し、どの金融機関が自宅近くにあって、郵貯に預ける比率が高いことは注目すべきであろう。これは、郵貯は公社化した現在でも100%の政府保証を与えられていることや、自宅に近いという金融消費者の金融機関選択肢を満たしながら安全な金融資産選択を行っていると考えられる。以上のことから、金融機関の選択において、金融消費者は自ら銀行の経営状況を優先していない、換言すると情報の非対称性における弱い立場を甘んじて受け入れており経営状況をあまり意識していない一方、政府保証がある郵貯を重要視していることから、保証を外部から付与されたいという気持ちを強く持っていると考えられる。

前節で示したように『政策の失敗』・『市場の失敗』を要因とする金融消費者主権侵害は供給者側の問題であることから、社会的規制を必要とするものであることを示してきた。しかし、上述したように金融消費者側も情報非対称性下では、金融機関の選択にお

表2 金融機関を選んだ理由（複数回答）単位：％

店舗が自宅・勤め先に近い	64.2
ATMが自宅・勤務先に近い	33.3
名の通った金融機関	24.9
給与振込み	24.5
店舗・ATMが多い	17.6
外務員が訪問	14.0
金融サービス以外も	9.6
手数料が安い	8.9
相談にのる	8.3
利回りが良い	8.0
経営内容	4.0
インターネット	2.0
その他	6.2
不明	0.8

資料：郵政研究所「平成15年度 金融機関選択に関する調査」

表3 自宅の近くにありしかも貯蓄総額がもっと多い金融機関

		貯蓄総額が多い						単位：％
自宅の近く	都市銀行	地銀・第2地銀	信金・信組・労金	郵便局	農・漁協	その他	不明	
	都市銀行	40.9	14.2	9.7	22.3	2.2	9.8	1.0
	地銀・第2	14.9	37.7	9.5	23.8	5.8	7.5	1.6
	信金・信組・労金	16.7	26.0	17.6	24.3	6.2	7.6	1.7
	郵便局	18.0	28.3	12.0	25.7	7.0	7.5	1.6
	農・漁協	11.7	28.4	12.5	25.7	13.6	6.8	1.3

資料：表2と同じ

いても自己防衛意識・金融機関監視欲がほとんど無い。換言するならば、自己意識が希薄化することになる。自由競争下では、金融消費者も市場の参加者の一員であることから、主権を認められるならばそれに対応した責任も持たなければならない。但し、現在の金融市場では情報が不完全であるので、一方的に自己責任を金融消費者に持たせることは困難である。情報の非対称性が解消されて初めて家計に主権に相応する責任が発生すると考えてよい。よって、政府も情報の非対称性を解消する努力は当然必要であるが、金融消費者もこの情報非対称下でも金融消費者主権侵害を自ら努力して獲得する意識、具体的には主権侵害に対する自衛手段や金融機関をモニターする意識の高揚を図る必要がある。

但し、この情報非対称性下での金融消費者の取付行動は合理的な行動であると考えられる（藪下1995年）。しかし、この自己実現的取付行動は、金融消費者へのマイナスの効用をさらに大きくすることになる。情報非対称性下で金融消費者が合理的行動を採ることで、金融機関破綻が発生し、結果として金融サービス提供が矮小化し金融消費者主権侵害につながるようになる。

金融消費者の自己防衛意識欠如も主権侵害要因となっているが、「市場の失敗」は金融消費者にマイナスの効用をもたらしているし、さらに情報非対称性下では自己実現的取付が発生する可能性もあるので、金融消費者の保護が必要であると考えられる。

〔5〕金融排除問題拡大の可能性

（1）口座維持・開設手数料

市場の失敗でも金融排除問題で消費者主権が侵害される可能性は、前章で明らかになったが、我国における現状はどうなっているのか検討する必要がある。口座維持・開設手数料に関しては、表4に示してあるように、現段階では各銀行は明確な形で設けてはいない。しかし、一定額の預金額や決済額を設けてその水準を超える金融消費者には手数料や金利減免等の特典を与え、所得・貯蓄残高により金融機関へのアクセスに格差を設けていると言える。但し、この額を超えない人が全く受信サービスを受けられないことはない。また、金融消費者に限れば、住宅ローンに関しては公的金融機関よりも優遇金利を設定される住宅ローンも存在する⁶⁾。

しかし、手数料収入増加により銀行側は収益手段の

拡大を図っていることは確かである。収益手段の多様化は自由競争下ではそれ自体悪いことではないが、このことが金融排除問題につながる恐れは十分にある。フィービジネスの拡張の有無を検証するために、手数料収入／経常収益額をみてみるとことにする（以後、表の役務取引等収益は手数料収入とみなして考える）。表5には銀行別の手数料収入／経常収益を示してある。どの銀行も不良債権問題が健全経営の足かせとなり、銀行破綻が顕著になり始めた1996年以降、この比率は上昇している。都市銀行・地方銀行・第2地方銀行は上記の比率を上昇させ、手数料収入のシェアは10%を超えている。確かにこの時期銀行経営は悪化しているので、手数料収入のシェアは増加傾向になると考えられる。また、表6には資産運用収益の伸び率を、そして表7には手数料収入の伸び率を示してあるが、資産運用収益はこの時期約10%マイナスの値となっている一方、手数料収入の伸び率は商業銀行ではほぼ安定してプラスの伸び率を堅持しており、特に2003年には10%台の高い伸びを示していることから、手数料収入の伸びがフィービジネスのシェア拡大に大きく貢献していることが理解される。よって、表4から表7を総合して判断すると、銀行は経営環境が悪化するにつれ、そして景気回復の兆しが見えず貸出先企業の業況も芳しくない状況下では、収益の多様化を図りフィービジネスによる収益確保を目指していると考えられる。

確かに口座開設・維持にはコストがかかるし、個人でも1つの銀行に複数の口座を所有しているケースも多く、休眠口座も存在し無料の口座維持・開設は銀行にとっては負担増加となる。しかし、現時点における大手銀行が採用した金融機関へのアクセス格差は、内容として大きな差異はない。このことは、金利の自由化における各銀行の新金融商品の金利設定に差異がなかったことと同じ現象であり、本当に自由競争が行われているのか疑問である。銀行各々により、収益力や口座維持コストは異なるものと思われるし、銀行の経営方針もリテイル中心かユニバーサル、ホールセール中心かによって異なるはずである。このように、コスト・収益力・経営方針が異なれば口座維持・開設手数料も銀行毎に異なるのは普通である。中小銀行では逆にATM使用の無料使用時間を延長する銀行も出てきていることから、このことは大手銀行の横並び意識、換言するならば自由競争の証をみることが出来ない。よって、近い将来平仄を整えて口座維持・開設手数料

表 4 各種手数料

	口座維持手数料 (月額)	預金引き出し手数料		その他	その他優遇サービスと利用条件
		自行ATMで時間外(通常105円)も無料	自行以外のATMが無料になる条件とその対照		
UFJ・オールワン	預金10万円以上などで無料(原則315円)	預金10万円以上	預金500万円以上などで月3回まで無料。他の銀行、郵便局、セブソン・イレブソン、ローンE-net,am/pm	全国300店のATMでほぼ24時間、引き出し可能	金額段階は10万, 100万, 500万。カードローン・住宅ローン利用者に対して, ATMの時間外手数料無料, 本支店間振込み手数料半額, コンビニ・他行・郵便局ATM手数料無料, 口座維持手数料無料
三井住友・ワズアライズ	通帳不発行か, 預金30万円以上などで無料(原則210円)	預金30万円以上など	同左	20-30歳代向けに, 自行・am/pmのATM引き出し手数量が無条件でかからない「ワンススタイル」	金額段階は30万以上またはカードローン。利用者の取引内容や預金ローンの月末残高に応じたポイントにより, 振込み手数料などを優遇
東京三菱・メインバンク	預金10万円以上で無料(通常315円)	預金50万円以上	同左, セブソン・レブソン, E-net	当初1年間は無条件で自行とATMの引き出しが無料。郵貯ATMは当面利用できない	金額段階は, 10万未満, 10万以上, 50万以上, 300万以上であり, 投資信託・外貨預金などの取引内容、『メインバンク』総合サービスやローンなどの取引のある利用者には, 5つのステージに応じてローン金利の優遇, 外貨預金の手数料無料, 定額自動送金基本手数料無料,
みずほ・バリュアブルプログラム, パーシクアラン	無料	一定以上の取引が必要。(例): 給与振込み + 電気・ガス・水道・電話料金の自動引き落とし	同左, ローション, E-net	すでに普通預金口座があれば電話で申し込みが可能	金額段階により20ポイント, 40ポイント, 50ポイント。給与・年金受け取り, 財形預金, 金融債などの利用者や定期預金や住宅ローンに応じたポイントにより, 各ステージごとに無担保ローンの金利優遇, 自動振替えサービス手数料の優遇
りそな・ティモ	無料	無条件	一定の取引があれば特定回数まで無料	通帳は発行されない	金額段階により25ポイント未満, 25ポイント以上, 50ポイント以上。カスタマーズクラブ会員に, 月末取引状況や預金座高に応じてポイントにより, 各ステージごとに会員手数料無料, 各種ローン金利の優遇, 定期預金金利の優遇
新生・パワーフレックス	無料	無条件	同左, 大手銀行, 郵便局, セブソン・イレブソンなど	E-netのコンビニATMからは預金引き出しもできないケースもある	
シティバンク	外貨資産20万円相当額以上で無料(通常210円)	無条件	資産100万円相当額以上, 大手銀行, 郵便局, 一部コンビニなど	円預金だけなら50万円以上で口座維持手数料はかからない	

E-netはファミリーマート, サンクス, ミニストップ, サークルK, スリーエフなど

りそなの自行以外のATMが無料となる条件と対象は支店, 旧大和銀行か旧あさひ銀行かで異なり, 旧大和支店では別途申し込みが必要

ポイントに関して, みずほは定期預金10万ごとに5ポイント, 住宅ローン100万ごとに50ポイント。三井・住友では投資信託1万円で1から3ポイント, 預金・ローンは100万で1から5ポイント, りそなのローンは万円単位で5, 給与振込み・年金受け取り5ポイント, 公共料金5ポイント, 定期預金への自動振替えは15ポイント, 住宅ローンは5ポイント

資料: 日本経済新聞2004年3月7日, 各銀行パンフレット, 北村 佳秀 「昨今経済情勢と深刻化する家計貯蓄の2極化」

表5 銀行の手数料収入のシェア*

単位：％

	全国銀行	都市銀行	地方銀行	第2地方銀行	信託銀行	長期信用銀行
1996年	4.0	4.1	6.2	5.0	3.9	1.3
1997年	4.8	4.7	6.3	6.3	4.4	3.2
1998年	5.5	5.4	7.1	5.2	5.2	2.2
1999年	5.7	5.3	8.0	4.4	0.2	3.4
2000年	8.0	7.8	9.0	7.9	7.7	6.5
2001年	9.7	9.7	10.3	8.7	10.0	7.3
2002年	11.6	12.0	12.0	9.5	11.0	8.7
2003年	13.4	13.9	13.1	10.6	14.7	10.2

* 役務等収益 / 経常収益

資料：全国銀行協会『全国銀行財務諸表』より筆者が作成

表6 資産運用収益伸び率

単位：％

	全国銀行	都市銀行	地方銀行	第2地方銀行	信託銀行	長期信用銀行
1996年	-11.2	-10.6	-13.6	-14.7	-10.3	-9.4
1997年	-17.5	-17.6	-5.5	-7.7	-24.1	-31.2
1998年	-13.2	-14.2	-9.7	-6.4	-15.9	-18.7
1999年	-14.1	-15.7	-9.0	-3.5	-18.8	-21.2
2000年	-14.8	-17.5	-4.6	-4.8	-19.9	-34.5
2001年	-11.6	-13.6	-7.8	-5.4	-11.2	-19.8
2002年	-16.3	-21.8	-8.6	-5.4	-17.9	-19.0
2003年	-9.5	-13.6	-3.1	-2.2	-15.8	-18.0

資料：表5に同じ

表7 役務収益（手数料）伸び率

単位：％

	全国銀行	都市銀行	地方銀行	第2地方銀行	信託銀行	長期信用銀行
1996年	2.4	3.0	3.1	2.7	8.9	17.4
1997年	4.8	2.5	1.9	1.6	-10.8	83.7
1998年	-2.5	-2.7	1.3	6.6	-2.5	-29.0
1999年	3.0	1.9	3.6	9.4	3.8	-1.2
2000年	8.1	10.2	3.3	3.7	15.3	22.6
2001年	3.4	2.5	5.6	6.7	12.3	-9.6
2002年	6.8	8.8	7.6	6.3	-7.4	65.8
2003年	14.2	14.0	10.0	9.5	29.9	7.6

資料：表5に同じ

の本格的導入が生じるのではないかと危惧される。特に大都市部では、店舗数が減少したといっても都市銀行のシェアが大きいことから、大手銀行が足並みを揃えればこの口座維持・開設手数料付加による被害を金融消費者が受け金融排除問題につながると考えられる。

表8 主要金融機関店舗数の推移

	1993年	1998年	2002年	増減数
全国銀行	16,603	16,547	15,021	-1,582
都市銀行	3,555	3,391	2,684	-871
地方銀行	7,754	7,948	7,809	55
第2地方銀行	4,820	4,742	4,075	-745
信託銀行	397	396	386	-11
長期信用銀行	77	70	67	-10
信用金庫	8,233	8,643	8,434	201
信用組合	2,989	2,872	2,398	-591
農協	3,419	2,200	1,347	-2,072
漁協	1,735	1,401	782	-953
郵便局	24,204	24,583	24,713	509
本支店・出張所数で在外支店は含まない				

資料：朝日新聞社『民力』より筆者が作成

(2) 店舗数の減少

銀行の店舗数に変化は、表8に示してあるように1990年代を通じて全国銀行で1,582店舗減少している。これは、破綻・合併統合による影響もあるが、銀行の経営合理化による要因も当然入っている。信用金庫・地方銀行は店舗数でプラスの数字を示しているが⁷⁾、都市銀行や信用組合・農協等の大小の銀行とも店舗数は大幅に減少している。銀行毎の経営の地域性を考慮すると、農協の店舗数の大幅減少により過疎地域での金融サービス提供が減少したことを示している。また、都市銀行の店舗数減少は大都市部でも生じていることを示している。このことから銀行業は確かにサービス業であるので、自由競争下では不採算店舗が多いと考えられる過疎地域で顕著になるが、バブル時代の銀行の店舗戦略の弊害が大都市部でも生じていると考えられる。よって、過疎地域では、自動車に乗って大きな隣町まで行かなければならないとか、大都市でも駅前の取引先銀行の店舗が無くなったことから、私鉄の特急・急行が止まる大きな駅に行かなければならないとか、バスに乗って駅前の支店に行かなければならないケースも出てきており、この面では我国でも金融排除問題が生じ始めていると言っても良い。この店舗数減少は、不良債権問題が解消されず銀行経営が健全化しているとは言えない現段階では、経営合理化によりさらに加速することも考えられ、金融排除問題の拡大につながると思われる（関川 2005年）。

〔6〕 おわりに

本論文では、金融消費者主権の定義と金融消費者主権の侵害要因としての金融排除問題の発生可能性を考察してきた。現時点では、店舗数減少が金融消費者主権の侵害となって現れており、口座維持・開設手数料の付加は侵害要因とまではなっていないが、近い将来に発生する可能性の要因分析を行った。但し、定義では金融取引は社会生活のインフラであることから、金融消費者保護が必要であることも明示した。しかし、我国は銀行と類似する金融商品を提供し、しかも店舗数も多く過疎地域でも店舗シェアが大きい郵貯が存在することもあって、金融消費者の被害意識も小さいし、金融消費者主権の意識も弱い。

主権は権利であるが、権利行使のためにも金融消費者の権利意識の高揚を図り、金融機関の選別を金融消費者自らが行うことが必要であろう。そのためには、金融商品比較表やイギリスが行っている民間金融機関自らが作成するバンキングコード、そしてディスクロージャーの整備等が必要であるので、これらを整備するような指導を金融当局は行っていくべきである。

そして、モラルハザード解消のためにも金融消費者自らも、銀行監視意欲を向上させ、金融機関・金融資産選択意識向上が必要である。

注

- 1) 金融規制は、金利の上限を規制した金利規制、証券業務と信託業務分離を規制した業務規制、及び外為規制であり、銀行間の過当競争防止や異種業務兼営リスクの回避、外国からの参入による競争からの回避を目的として設定されていた。
- 2) マッキノンやショーは、発展途上国の金融構造は脆弱であり、国内の資金循環が非効率的であるので、継続的な経済成長を達成するためには、金融自由化を行って金融深化を図る必要性があると主張した。しかし、スティグリッツは金融市場に情報の非対称性があり金融消費者側に情報劣位な面があれば、発展途上国では金融機関のレピュテーションも無いことから、金融自由化により国内で資金循環の効率化を図ってもキャピタルフライトも生じ、必ずしも金融自由化が発展途上国の経済成長に有用であるとは限らないという反論を示した。
- 3) 政府は、銀行経営の健全性確保のために総額70兆円枠での公的資金の導入を図った。この公的資金の資金調達には公債等も発行されることから、この公

債が償還した時点で家計の負担が生じる。2003年において7兆円から8兆円の国民負担が生じているといわれている。

- 4) 政府のセーフティーネット策、およびその改善の趣旨は、システミック・リスクを回避し健全な金融構造を構築することが、結果として金融消費者保護につながるというものであると考えられる。確かに、金融市場には情報の非対称性が存在しており、以前には豊川信用金庫、最近では佐賀銀行で取付騒ぎが生じ日銀の緊急貸出が必要となった。この日銀特融が行われたが、政府が過度に懸念する連鎖取付による信用秩序崩壊を導くほどのシステミック・リスクは生じなかった。
- 5) 家計の意思決定に関して、自己破産における最近多い自己破滅的な行動は、非合理的な意思決定行動と考えられる。但し、自己破産はバブル時の住宅取得によるローン返済額の大きさが原因となっていることもあるので、本当の自己破滅的な行動は若年層の自己破産であろう。
- 6) 住宅ローンに関して、住宅金融公庫の民営化が図られている。民間金融機関が住宅金融公庫のように長期のローンを設定することはリスク回避の面で困難であるが、住宅ローンの債券化を図り住宅金融公庫が買い取る方針があり、このシステムにより長期固定金利でのローン形成が可能となる。このことは、住宅金融公庫を敢えて民営化する必要性があるのかどうかという疑問を残している。
また、クレジット・クランチャや貸剥がしを受けている零細企業・個人営業主もいるので、与信面では必ずしも金融排除問題が発生していないとはいえない。
- 7) 地方銀行・信用金庫の店舗数は確かに増加しているが、これは全国総数であり、地域によっては減少数が多いところもある。近畿地方では増加幅が大きい、地方では逆に減少している地域が多い。よって、地銀・信用金庫の店舗数が増加したと言っても金融排除問題につながらないと断言できないばかりか、この店舗数が減少している地域数からすれば金融排除問題が発生していると考えても良い。

参考文献

- ・ D. Cruickshank “Competition in UK Banking — A Report to the Chancellor of The Exchequer” The United Kingdom for the Stationery Office, 2000 古川

顯監訳『21世紀銀行業の競争』東洋経済新報社
2000年

- ・ FAS “In or Out? Financial Exclusion: A Literature and Research Review”, July 2000
- ・ FSA “FSA Guide to ISAs an Introduction” May 2001
- ・ FAS “Understanding Why Consumers Complain to Financial Supplier and Their Experiences of Complaining”, July 2002
- ・ FAS “The Banking Code 2003 Edition :Guidance for Subscribe”, 2003
- ・ 井原哲夫『サービスエコノミー』東洋経済新報社
1999年
- ・ 金子 勝『不況の経済学』日本経済新聞社 1994年
- ・ 北村佳秀「昨今経済情勢と深刻化する家計貯蓄の2極化」日本郵政公社『貯蓄経済季報』平成16年春号
- ・ 小林 伸「地域の活力を発掘・育成する試み——英国の金サービスからの阻害対策を題材に」日銀海外事務所ワーキングシリーズ2002年—3
- ・ 関川 靖「金融消費者主権の侵害——新たな侵害要因の考察——」『日本消費経済学会平成17年 年報』日本消費経済学会 2005年4月 発刊予定
- ・ 田尻嗣夫「リテール・バンキング戦略における顧客選別と金融排除」『東京国際大学論叢』経済学部編第22号2000年
- ・ 寺地孝之「金融排除と郵便貯金の役割」『貯蓄経済季報』平成15年秋号 日本郵政公社 郵便貯金事業本部
- ・ 福光 寛『金融排除論』同文館 2001年
- ・ 藪下史郎『金融システムと情報の理論』東京大学出版会 1995年
- ・ 『経済白書』経済企画庁 1998年